

宿泊税制度変更に関するQ & A

(令和6年9月更新)

目次

1	宿泊料金について	1
2	新制度の開始日について	4
3	申告について	4

1 宿泊料金について

Q 1 宿泊料金とは

これまでと違い“宿泊料金が5,000円未満”の判定が少々難しくなるが、「宿泊料金」について詳しく知りたい。

A 宿泊料金とは、宿泊される方が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額で、いわゆる「素泊まり料金」とそれにかかるサービス料のことです。食事代、消費税等の租税は除いた金額となります。

(詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引」の6ページから10ページをご確認ください。)

Q 2 5,000円未満とは

1人1泊につき税抜き5,000円未満であれば宿泊税が免除ということは、税抜き5,000円では200円が課税され、税抜き4,999円以下では課税されないということか。

A ご質問のとおり、食事代、消費税等を含まないいわゆる素泊まりの金額が5,000円以上であれば200円が課税され、4,999円以下であれば課税されません。

Q 3 1人1泊の宿泊料金が不明な場合の取扱い

1室あたりで宿泊料金を設定している場合、どのように計算するのか。

A 1室・1棟を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1室・1棟当たりの1泊の宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とします。

(詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引」8ページ、9ページをご確認ください。)

Q 4 清掃代を強制料金としている場合の取扱い

清掃代を頂いているが、宿泊料金に含まれるのか。

また、連泊の場合、宿泊料金をどのように算出するのか。

A 宿泊料金には、いわゆる宿泊料のほか、宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代、寝具代、入浴料、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等を含みます。そのため、宿泊料金とは別に清掃代を徴収する場合は、その清掃代を加算した金額を宿泊料金とします。

また、連泊の場合、その清掃料金を宿泊数で按分して1泊当たりの宿泊料金を算出します。(「宿泊税特別徴収事務の手引」10ページ **例12**)

Q 5 優待、ポイント割引、旅行支援等の割引がある場合の取扱い【R6.9追加】

次の場合、宿泊税の課税対象となる宿泊料金をどのように算出するのか。

- ① 定価8,000円に当ホテル発行の優待券5,000円の割引がある場合
- ② 定価8,000円に当ホテル以外の宿泊助成券5,000円の割引がある場合
- ③ 定価8,000円に旅行サイト又はカード会社5,000円のポイント利用がある場合
- ④ 3名2泊定価30,000円に自治体等による旅行支援15,000円の割引がある場合

A ご質問の場合、宿泊料金については次のとおりです。

- ① 定価8,000円に当ホテル発行の優待券5,000円の割引がある場合
宿泊料金は3,000円となります。【5,000円未満につき課税免除】
[8,000円－5,000円(宿泊施設による割引)＝3,000円]

宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。

- ②定価8,000円に当ホテル以外の宿泊助成券5,000円の割引がある場合
③定価8,000円に旅行サイト又はカード会社5,000円のポイント利用がある場合
宿泊料金は8,000円となります。【宿泊税は200円】

旅行者、カード会社等の外部のポイント制度等に基づくポイント等の利用については、宿泊料金の値引きとして取り扱わず、値引き前の金額を宿泊料金とします。

- ④3名2泊定価30,000円に自治体等による旅行支援15,000円の割引がある場合
宿泊料金は5,000円となります。【宿泊税は200円】

$$[30,000円（支払額15,000円＋旅行支援15,000円）\div（3\times 2）=5,000円]$$

補助金、助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われるときは、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。

（「宿泊税特別徴収事務の手引」7ページ 例4 例6）

Q6 企画旅行（パッケージツアー）の宿泊料金について【R6.9追加】

宿泊施設と旅行会社との契約による企画旅行の場合、宿泊税の課税対象となる宿泊料金はどのように算出するのか。

- A 旅行者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金のうち、食事料金等に相当する金額を除いた金額を宿泊料金とします。

2 新制度の開始日について

Q 7 9月と10月をまたぐ宿泊の場合の取扱い

10月1日宿泊分から新制度になるとありますが、連泊でその月をまたぐ場合、9月30日宿泊分までは旧制度、10月1日宿泊分からは新制度となるということによろしいか。

A お見込みのとおりで、宿泊される期間が9月と10月とをまたぐ場合は、9月30日宿泊分までは旧制度、10月1日宿泊分からは新制度で徴収、申告納入等をお願いします。

Q 8 令和6年9月30日以前の予約の取扱い

新制度開始前の予約についてはどのように取り扱うのか。

A 新制度開始前の予約の場合、予約時点での旧制度を適用するのではなく、宿泊日によって旧制度か新制度かを判断していただくこととなります。予約時点で宿泊税を含め事前決済している場合など、支払い方法によっては宿泊者へ返金の必要があることが想定されますので、ご対応をお願いします。

3 申告について

Q 9 課税免除対象宿泊数の申告に関する取扱い

課税免除となった宿泊数を日ごとに計上するのが難しい。申告書や月計表への記載を省略することはできるか。

A 1人1泊5,000円未満の宿泊料金で課税免除となった宿泊数については、納入申告書及び月計表の「課税対象外」の欄に記入し、ご提出をお願いします。これは、適正かつ公正な税制度の維持のため、特別徴収義務者の方には課税対象外の宿泊数も含めて、宿泊数等を的確に把握していただく必要があるためです。

また、宿泊税納入申告書に添付していただいている宿泊税月計表は、宿泊施設で作成・保管をする帳簿や売上傳票との整合性を確保するため、日ごとに税率別の課税対象宿泊数と課税対象外宿泊数の記載をお願いしているものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、記載事項が宿泊税月計表と同様であれば、様式は問いません。